

明治初期の漁業

— 羽出浦庄屋古文書の中から —

賛助会員 安部 弥右衛門

これは、古文書といえないかも知れない。明治初期（
自明治元年）のもので、書体も難解のお家流でなく、楷書
至^{十三年}の平易な普通文書である。この地方の漁業沿革誌と
して、貴重な資料である。

まず、これより百五十年ほど前の享保五年、村役人が
ら佐伯藩にさし出した次の文書を見よう。

屋敷 六反四畝十四歩
 上畑 七畝六拾四歩
 中畑 七反拾五歩
 下畑 七反一歩
 下々畑 四畝拾六歩
 下々々畑 式反七畝五歩
 計 老所老反八畝式拾七歩

竈敷 三拾軒
 人数 合三百三十人

内 (一七三人 男
 一五七人 女)

船敷 合せて 七拾七艘

内	十一艘	網船	(注 網をとる網を積む船)
	二十二艘	手船	(漁業専用船)
	八艘	鯨網船	(鯨をとる網をつま船)
	三十五隻	小船	(舟用に使う船)
	七隻	廻船	(商船兼運搬船)
鯨網	四帖	(注 所要船 十艘)	
網	五帖	(注 所要船 八艘)	

右の数字を見ると、家数に比べて畑地が至って少ない
一戸当りの人数が多く、網も船も多い。これはどうい
うわけであるか。筆者はこう考える。

(一) 家数に比べて畑の少ないのは、
 一、まだ可耕地が少なく、猪・鹿・兎・雉子・鳩などの
 害鳥獣が多く、農作物の栽培収穫がむづかしいか
 った。

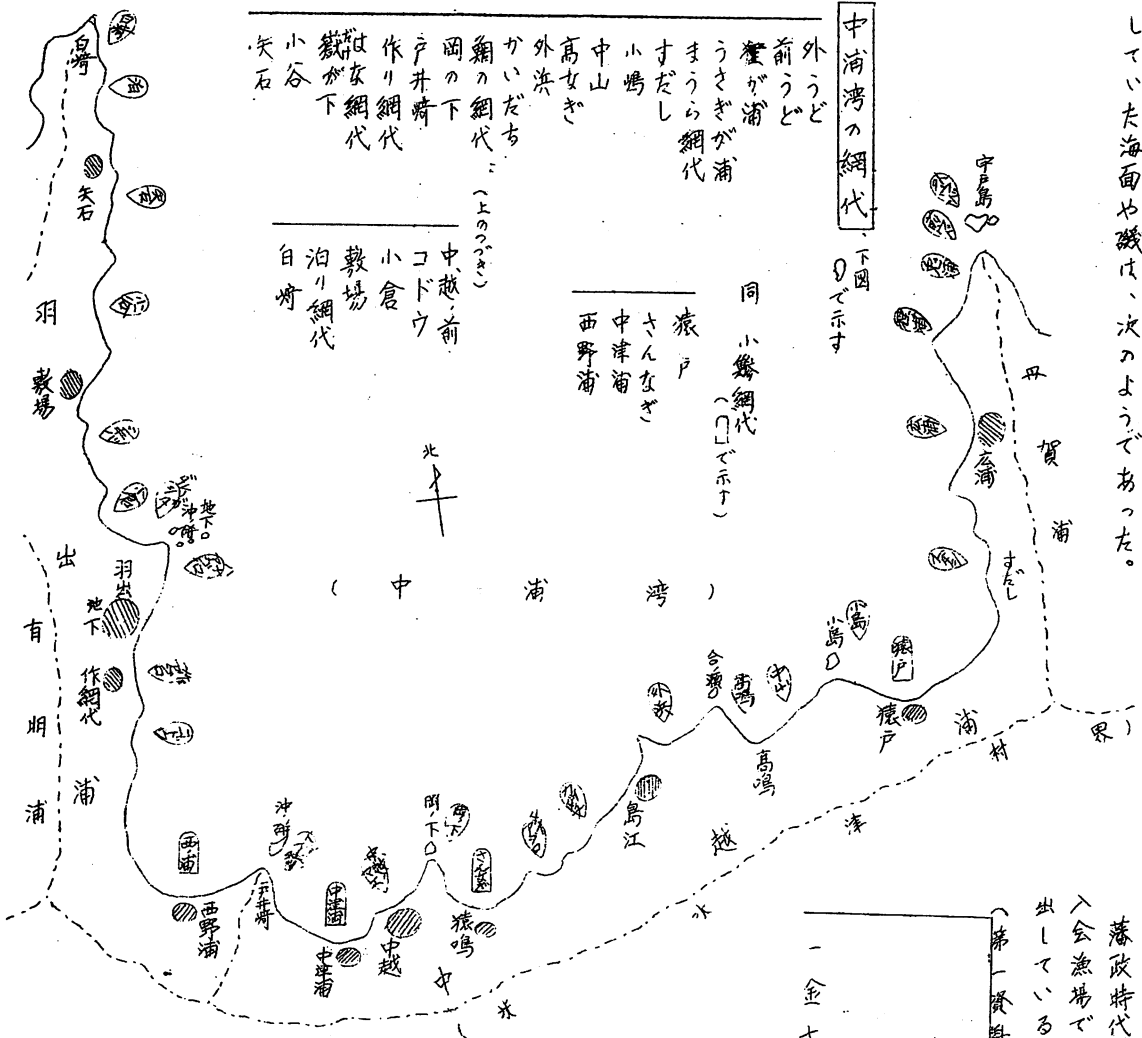
二、出漁に忙しく、また漁獲物の魚も海藻の乾燥、加
 エに忙しく、畑の開墾や耕作に手がまわらな
 った。

(二) 家内の人数が多かったことは、
 一、幕藩体制の下で分地制限・分家制限をしたこと
 二、漁業に多人数の労働力を確保するため

い 船の数と網の数が、人口に比べてきわめて多い。こ
 れは折々の漁獲によって船を使いわけていたからで
 ありう。また労働力の不足は高松、久部、堅田などか
 ら臨時に人を雇い、おるい、遠く伊予から雇人が来
 ていたという。

当時、羽出浦と中越浦の漁師たちが、漁場として使用

していた海面や磯は、次のようであった。



藩政時代から上揚の網代は、羽出浦と中越浦の漁師の
入会漁場であったが、明治九年、次の原を漁場拝借願を
出している。

第一資料

捕魚採藻場拝借願

第四大区第廿九小区

羽出浦
中越浦

一金七圓三十五銭

- 内
- 金三拾銭 矢石網代
- 金八拾銭 敷場網代
- 金八拾銭 作網代
- 金五拾銭 戸井浦網代
- 金三拾銭 外浜網代
- 金五拾銭 タカナギ網代
- 金七圓 猿戸網代
- 金八拾銭 広浦網代
- 金三十銭 理々浦網代
- 金四十銭 採藻

古之ヶ所從來より私共漁業致し未り候
迄、先般御達の趣により更に拝借仕度
別紙紙総面且税金等見込額相定差上候
間願、通被仰付候様此段奉敷願候也
明治九年二月

中越浦小引網職 洪田初藏
清田後藏
山内平太郎
加嶋秀五郎

大分県令森下景端殿

〃	中村藤四郎
〃	島井音治郎
〃	安部沃五郎
〃	今津音蔵
〃	吉岡伴五郎
〃	坂本徳松
〃	中越浦團長 安部弥太郎
〃	羽出浦團長 池田文太郎
〃	古 戸長 片岡逸平
〃	古 込長 阿南純佑

尚右の願書と共に、次の二ヶ所の種魚場採種願が出され
ているが、大体同様であるので省略する。

- (1) 税金五拾銭 羽出浦 白崎網代 (今津音蔵外、網代四入)
- (2) 税金拾銭 中越浦 外字土網代 (清田初蔵外、網代六入)

次に明治十三年、羽出浦と中越浦の業者が取りかわした
網漁業と採藻についての約定書がある。

(第一資料)

為定証

小引網漁業及採藻之儀ハ両浦共入会營業致米候延確夫
る証跡も無之依て今般更に左の通約定相整ひ候 後年
如何様之儀有之候共決して破約致聞取候事

小引網漁業規則

- 一 旧正月元日は双方共休業之事
- 一 同日より五日までは、双方共押合にて魚漁營業す

べきこと

但夜中は定錨に網船を繋ぎ置くべし

猶前夜より網代取まどと唱え、網船を乗り
浮く可らざる事 若夜中網代場へ魚相見え
候はば其節限りに押合にて營業致す可き事

一 旧正月五日は、^(く)網引きを以て網代番相定め、翌六
日より各順番を以て七月十四日まで漁業營業可
致候事

一 旧七月十五日は双方共休業にて前条通り網引き
以て網代順番相定め、翌十六日より各順番を以
て同年十二月三十日まで魚漁營業可致候事

採藻規則

一 羽出浦字白崎より土井崎沖の八^(坪)まで羽出浦限
りたるべき事

一 中越浦字タカナギより小浜の西、土井崎のハエ
まで中越浦限りタルべき事

一 中越浦字小浜東より、外字戸まで海藻^(採藻)採り、
^{アラビ}等一切両浦入会たる可き事

明治十三年五月二十三日

中越浦採藻
惣代人

同	加島林太郎
同	安部治太郎
同	安部倉蔵
同	磯村善七
同	洪田伊太郎
同	磯井久蔵
同	洪田初蔵
同	清田初蔵
同	山内平太郎
同	中村藤四郎
同	中越浦採藻 惣代人
同	島井音治郎

山田 和夫殿	同	加嶋 三津蔵
妹尾 依海殿	同	安倍 弥太郎
	同	吉岡 友太郎
	同	坂本 徳松
	同	今津 音蔵
	同	安部 沢蔵
	同	安部 保太郎
	同	安部 弥野吉
	同	坂本 吉太郎
	同	浜田 弥十郎
	同	池田 文太郎
	同	中村 源吉
	同	江藤 伴蔵

(注一) 押合ハ船の競合カこと
 (注二) 定船ハ平常網船をつないである 定位置カこと
 (注三) 肥藻ハ肥料とする海藻、厚んだわらの類
 (注四) 入会ハめいめい勝手に入ち入つてとること
 (注五) 山田氏は時の戸長

この約定証に書かれてある採藻規則の中の海藻には、ふのり、あまのりの外に、てんぐさ、あおさ、ひじきなどの食用になるもののほかに、ほんだわら、たかもなど農作物の肥料になるものから、あわび、さざえ、おいず、なまこなど、貴重な食用品まで含んでいる。それも地域わけを厳重にとり決め、羽出浦の専用地域、中越浦の専用地域、両浦の共用入会地域と三地域に区分し、これは今もそのまま堅く守られている。

この磯辺の海草、貝類などいわゆる「磯もの」は、古米住氏の食糧を賑わし、農作食料に恵まれない海岸部農漁民の食料を補っていた。江戸時代に度々起つていた凶作や飢饉にも、農地の少ないこの海岸で、ついでに餓死者の出入痕跡が残っていないのは、このような天恵の磯ものが豊富にあり、必要に応じて自由に採取し得られたからではあるまいか。また孤独の老婆や、幼児と分かえた極貧の寡婦も、磯辺に海草をとり、それを食料に替えたたり売ったりして、細々と生計を立てていた哀れな姿を思い返すことがある。

これと同時になれぬ惣代人が連署し、交換したと思われる「小引網漁業規則」というのが別に二通あるが、その規則の内容は前掲の約定書と殆んど同一であるから、ここには掲載しない。しかし同じ日付（明治十三年五月二十三日）で、「内証番」についての文書がある。

魚漁之儀に付内証

一内証番の儀は従前の通旧正月二日より五日までの内其浦限相勤め可申候 尤其浦内所番の者行後札当浦より先へ参り候節は其浦内所番の権利なきものとす

右之通方今営業の者共以て内約取結候儀相違無之候也

但 白崎より戸井崎まで
 明治十三年五月二十三日

山田 和夫殿
 妹尾 依海殿
 中村 源吉
 池田 文太郎
 江藤 伴蔵
 清田 初蔵

羽出浦

吉岡友太郎殿
今津音蔵殿
坂本徳松殿
安部沢蔵殿

浜田初蔵印

網代で網をひく番定めには、本番と内証番の二種があつた。

本番については、羽出、中越、西浦の小引網の網元が、正月五日と七月十五日に会合し、鬮引きて網を入れる順番きとり決める。

内証番は、その浦だけの網元が集まり、自浦の水域にある網代について、鬮引きて網をひく順番を定める。それは他浦の水域にある網代には通用しない。また自浦の網代でも、本番に当る網元には、内証番の権利は及ばない。ただ他浦の網の本番であるが、魚が網代に現われたのに、本番の網が来ていない時は、内証番が本番に代る権利が得られる。

例をあげると、中越浦の海立網代に鯛の大群が現われたとする。本番が羽出浦の網であるが、まだ網代に来ていない時には、中越浦の内証番の網が、この網代を使用する権利が得られることになる。この時、もし本番も内証番も来合せていない時には、来合せていた他の網が魚藻することもある。こんな時には紛議を起すこともあり、協議により漁獲物を四分六分とか、七分三分とかに分配することになり、これを「わけ」と呼んでいた。

つぎにもう一つ、同じ日付で取り交わしている、採藻場の区画についての決定書をかかげよう。

(第四資料)

採藻場区画証

一 採藻場の儀は従来確たる区画相立たず、動もすれど苦情をかもし不都合不敷候、依て今般更に左の通区画決定致候事

一 羽出浦自崎より同戸井崎沖の研まで羽出浦限りたる可き事

一 中越浦字高ナギ小浜西より戸井崎沖の研まで中越浦限り採藻場たるべきこと

右之通私共立会協議の上採藻場区画相定め候に付きて以後年々至るまで決して違存無之候依而採藻惣代人連署を以て証書取替置き候延如件

明治十三年五月廿三日

南海帝郡中越浦採藻惣代人

龜井音治 印	中村藤四郎 印	山内平太郎 印	清田初蔵 印	中村源吉 印	加嶋林太郎 印	安倍治太郎 印	安倍倉蔵 印	磯村善七 印	浜田伊太郎 印	龜井久蔵 印	加嶋三洋蔵 印	安倍弥太郎 印
--------	---------	---------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	---------	--------	---------	---------

全 郡羽出浦採藻人惣代御中